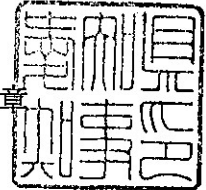


29自環第119号
平成29年6月5日

愛知県環境審議会
会長 青木 清 様

愛知県知事 大村 秀 章



足助鳥獣保護区特別保護地区の指定について（諮問）

足助鳥獣保護区特別保護地区について、別添のとおり指定計画案を作成しました。
つきましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年
法律第88号）第29条第4項において準用する同法第4条第4項の規定により、貴
審議会の意見を求めます。

担当 環境部自然環境課
野生生物・鳥獣グループ
電話 052-954-6230 (ダイヤル)
FAX 052-963-3526

(説明)

平成19年11月1日から「足助鳥獣保護区」において特別保護地区を指定してまいりましたが、その指定期間が平成29年10月31日をもって終了することから、引き続き鳥獣及びその生息地の保護を図るため、平成29年11月1日から平成39年10月31日までの10年間、「足助鳥獣保護区特別保護地区」として再度指定することについて、貴審議会の意見を求めるものです。

足助鳥獣保護区特別保護地区計画書（案）

【指定】

平成 29 年 月 日

愛 知 県

1 特別保護地区の概要

(1) 鳥獣保護区特別保護地区の名称

足助鳥獣保護区特別保護地区

(2) 鳥獣保護区特別保護地区の区域

豊田市足助町地内の一般国道 420 号と市道宮町川見川端線との交点(足助八幡宮前)を起点として、同国道を南東へ約 1,100m 進んだ地点から南西へ約 100m 進み巴川を渡り市道宮町川見川端線に達し、同市道を北西へ約 1,400m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域。

(3) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

平成 29 年 11 月 1 日～平成 39 年 10 月 31 日 (10 年間)

2 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区特別保護地区の指定目的

指定予定区域は県民から春は新緑、秋は紅葉の名所として親しまれている「香嵐渓」を含む足助鳥獣保護区内の飯盛山周辺に位置する。この付近には貴重な天然林が存在し、エナガ、イカル、キビタキ、ヒミズ等の森林性の鳥獣が多く生息する。これらの鳥獣の生息環境を保全し、鳥獣の保護、繁殖及び誘致を図ることを目的として、特別保護地区の指定をするものである。

(3) 保護管理方針

ア 鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

イ、定期的に巡視を実施する等により、生息地の保護を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

ウ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実績を十分考慮して適切に対応する。

エ 鳥獣の生息に影響を及ぼさない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

3 特別保護地区の面積内訳

別表 1 のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概況

ア 特別保護地区の位置

この地域は、豊田市(旧足助町)地内を流れる足助川と巴川の合流する地点の飯盛山及びその山腹周辺の巴川を含む一帯であり、新緑、紅葉の名所として有名な「香嵐渓」の一部である。飯盛山山頂にある飯盛城址は県指定天然記念物であり、また、指定予定区域全域が愛知高原国定公園の特別地域に指定されている。

イ 地形、地質等

この地域は、三河山地に含まれる中起伏山地（起伏量 400～200m）であり、巴川が美しい渓谷美を見せている。地質は花崗岩類からなっている。

ウ 植物層の概要

飯盛山はスギ、ヒノキ、アカマツ等の針葉樹のほか、カエデ、カシ、シイ類等の広葉樹が混生している。また、この地方では有数のカタクリ群生地が存在することでも知られ、キクザキイチリンソウ、ヤマドリソウなども生育している。

エ 動物相の概要

この地域は主に森林と溪流で構成される。ヒミズなどの獣類や、エナガ、イカル、キビタキなどの森林を主な生息地とする鳥類が見られ、また、ヤマセミ、カワガラスといった山間の溪流を好む鳥類も生息している。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表 2 のとおり。

イ 獣類

別表 3 のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域内においては目立った被害はない。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

損失補償請求の見込みはない。

6 鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

特別保護地区用制札	3 本
案内板	1 基

7 指定の理由

森林を主な生息環境とする鳥獣について、保護、繁殖及び誘致を図ることを目的として、この地区を特別保護地区として継続指定することが望まれる。

8 参考事項

(1) 当初指定

昭和 43 年 3 月 25 日愛知県告示第 185 号

(2) 経緯

昭和 52 年 10 月 31 日愛知県告示第 1102 号 指定

昭和 62 年 3 月 25 日愛知県告示第 240 号 指定

平成 9 年 10 月 29 日愛知県告示第 845 号 指定

平成 19 年 10 月 26 日愛知県告示第 649 号 指定

別表1 特別保護地区の面積内訳

形態別面積内訳

	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	35 ha	— ha	35 ha
林野	20 ha	— ha	20 ha
農耕地	— ha	— ha	— ha
水面	5 ha	— ha	5 ha
その他	10 ha	— ha	10 ha

所有別面積内訳

	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	— ha	— ha	— ha
地方公共団体有地	11 ha	— ha	11 ha
都道府県有地	— ha	— ha	— ha
市町村有地等	11 ha	— ha	11 ha
私有地	19 ha		19 ha
公有水面	5 ha		5 ha

他法令による規制区域

	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然公園法による地域	35 ha	— ha	35 ha
特別保護地区	— ha	— ha	— ha
特別地域	35 ha	— ha	35 ha
普通地域	— ha	— ha	— ha
文化財保護法による地域	8 ha	— ha	8 ha

別表2 生息する鳥類一覧

目	科	種又は亜種	種の指定等	備考
ペリカン	サギ	アオサギ		
ハト	ハト	○ キジバト		
カッコウ	カッコウ	ホトトギス		
ブッポウソウ	カワセミ	○ カワセミ ヤマセミ		
キツツキ	キツツキ	○ コゲラ アカゲラ		
スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ	V U	
	カササギヒタキ	サンコウチョウ		
	カラス	カケス ハシボソガラス ○ ハシブトガラス		
	クイタダキ	クイタダキ		
	シジュウカラ	○ ヤマガラ ○ ヒガラ ○ シジュウカラ		
	ツバメ	○ ツバメ		
	ヒヨドリ	○ ヒヨドリ		
	ウグイス	ウグイス ○ ヤブサメ		
	エナガ	○ エナガ		
	メジロ	○ メジロ		
	カワガラス	○ カワガラス		
	ヒタキ	○ シロハラ ツグミ ジョウビタキ ○ キビタキ オオルリ		
	セキレイ	○ キセキレイ ○ セグロセキレイ ピンズイ		
	アトリ	○ アトリ ○ イカル		
	ホオジロ	○ ホオジロ アオジ		
	チメドリ	○ ソウシチョウ		
合計	6目	21科		36種

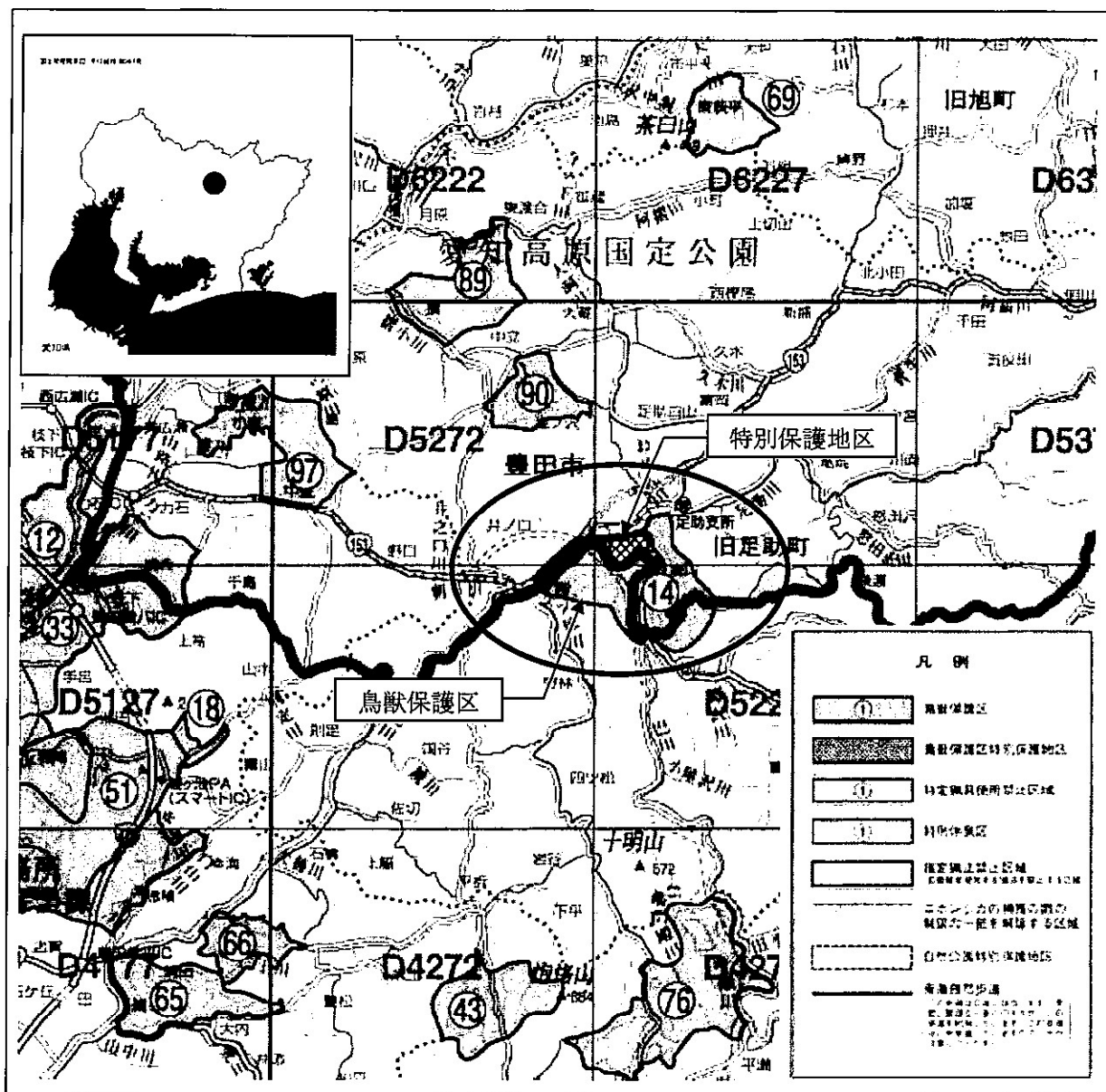
別表3 生息する獣類一覧

目	科	種又は亜種	種の指定等	備考
モグラ	モグラ	ヒミズ モグラ科の一種		
ネコ	イヌ	タヌキ		
ウシ	イノシシ	イノシシ		
	シカ	ニホンジカ		
ネズミ	ネズミ	ネズミ科の一種		
合計	4目	5科		6種

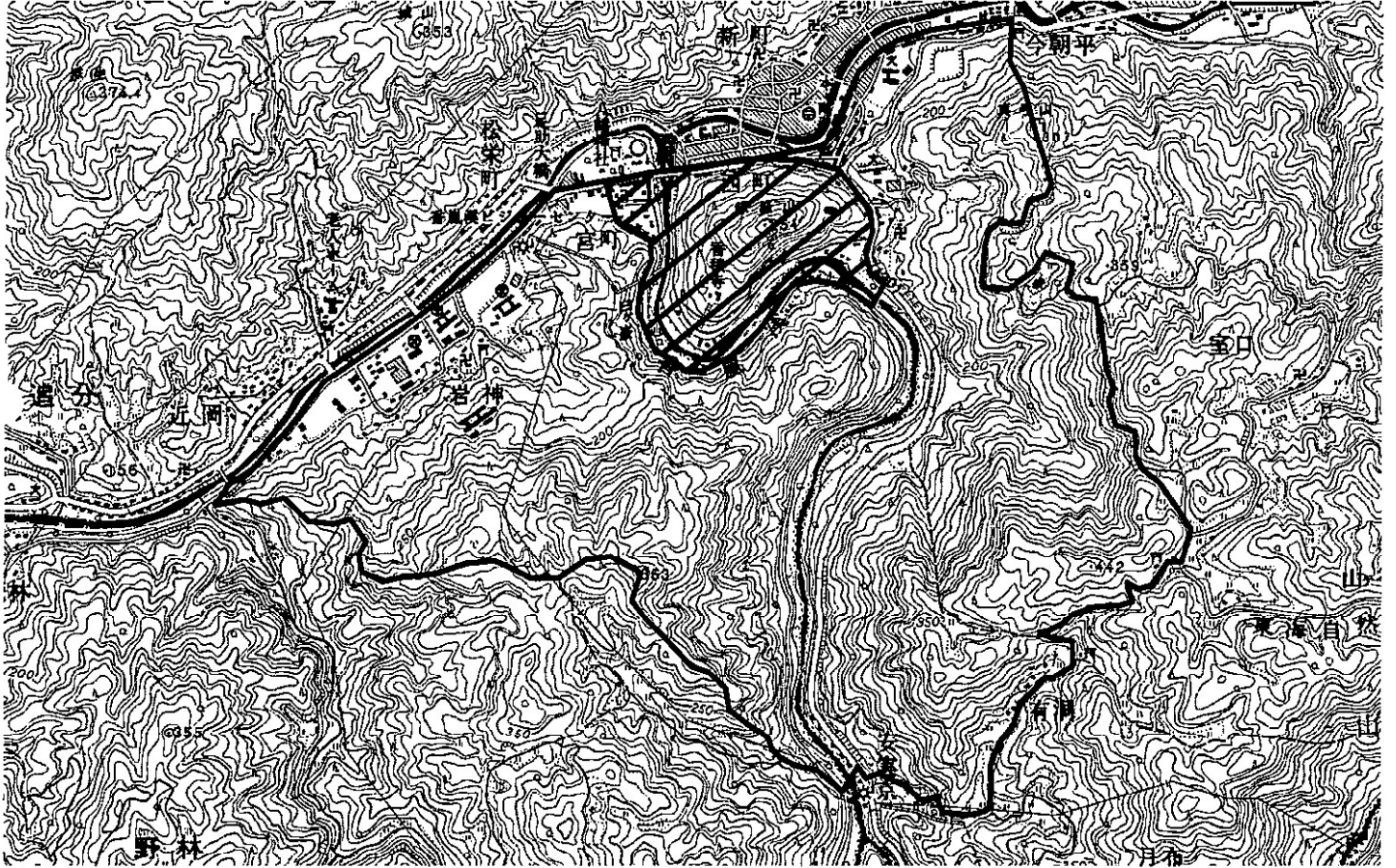
※ 別表 2, 3 備考

- 1 平成 28 年度に愛知県が実施した生息調査で確認された種。
- 2 鳥獣の目・科・種（和名）及び配列は、鳥類については「日本鳥類目録 改訂第 7 版（日本鳥学会、平成 24 年 9 月）」、獣類については「日本野生鳥獣目録（環境省自然環境局野生生物課、平成 14 年 7 月）」に従った。
- 3 種の指定等の要件は次のとおりである。
環境省レッドリスト 2015（環境省自然環境局野生生物課、平成 27 年 9 月）に従った。
CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類
NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物：文化財保護法による天然記念物
- 4 ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。下線は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 2 条第 4 項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。

足助鳥獣保護区特別保護地区位置図 (1/120,000)



足助鳥獣保護区特別保護地区区域図 (1/25,000)



凡 例



特別保護地区指定予定区域



鳥獣保護区の区域